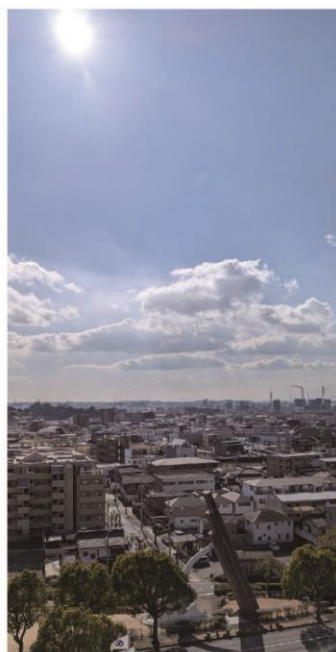




第3次東海市環境基本計画(概要版)

人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい

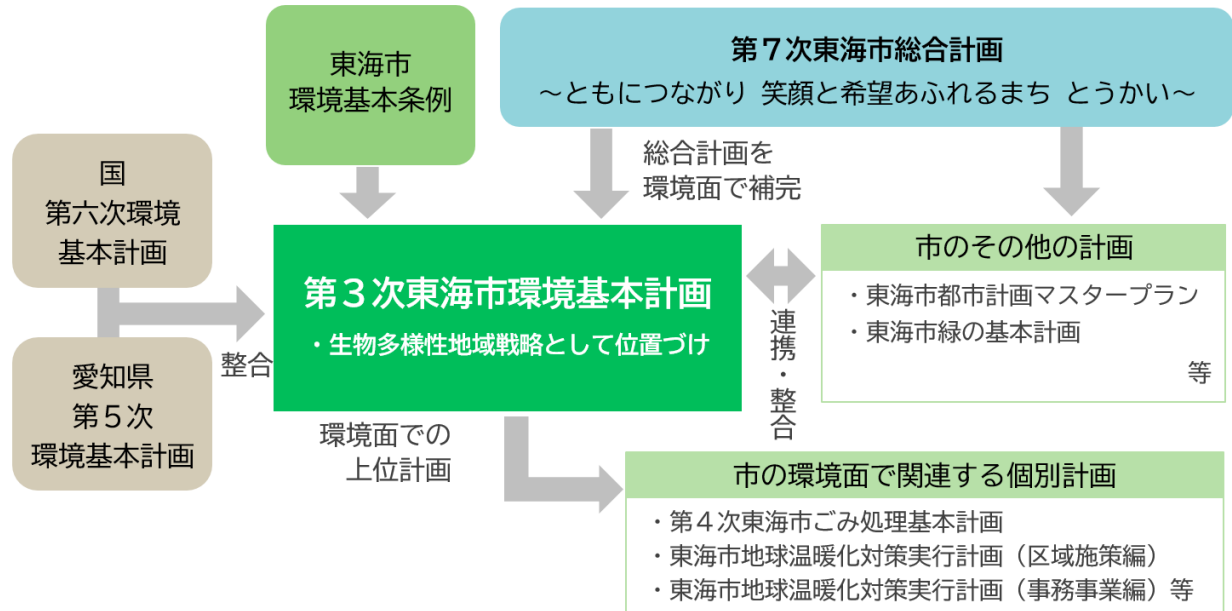
令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)



令和7年(2025年)3月 東海市

環境基本計画とは

環境基本計画は、東海市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、第7次東海市総合計画における将来都市像を環境面から実現する計画としての役割を担っており、市のその他の計画との連携・整合を図り策定しています。



計画の期間

令和7～16年度 ※10年間
(2025～2034年度)

計画の対象範囲

東海市全域

計画の推進主体

市民・地域・団体・事業者・市

東海市の環境課題

前計画である「第2次東海市環境基本計画」では、4つの環境の柱を設定し、取り組みを進めてきました。計画期間を振りかえてまとめた、本市における今後の主な環境課題は次のとおりです。

環境の柱	環境教育	- 環境イベントや情報提供などによる市民の環境意識の向上や環境行動の促進 - 環境保全活動に取り組む人の養成や団体間のネットワークづくり など
	環境対策	- 市・県・事業者などの連携による降下ばいじん対策の推進 - 大気汚染や降下ばいじんに関する市民へのわかりやすい情報の提供 など
	環境保全 ・再生 ・創造	- より一層の温室効果ガスの削減対策の推進 - 自然とのふれあいや多様な生物が生息できる場の保全・活用 など
	循環型社会	- ごみの減量・資源化のより一層の推進 3R についての効果的な啓発 など

計画のビジョン

本市においては、これまで「未来につなぐ 美しいふるさと東海」を環境ビジョンに掲げ、多様な主体の協働により、環境に配慮したまちづくりと持続可能な循環型社会に向けた取り組みを進めてきました。

新たな10年においては、これまでの考え方を継承しながら、さらなる発展につなげていくため、めざす環境ビジョンを次のとおり掲げます。

【環境ビジョン】

人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい

【5つの環境の柱】

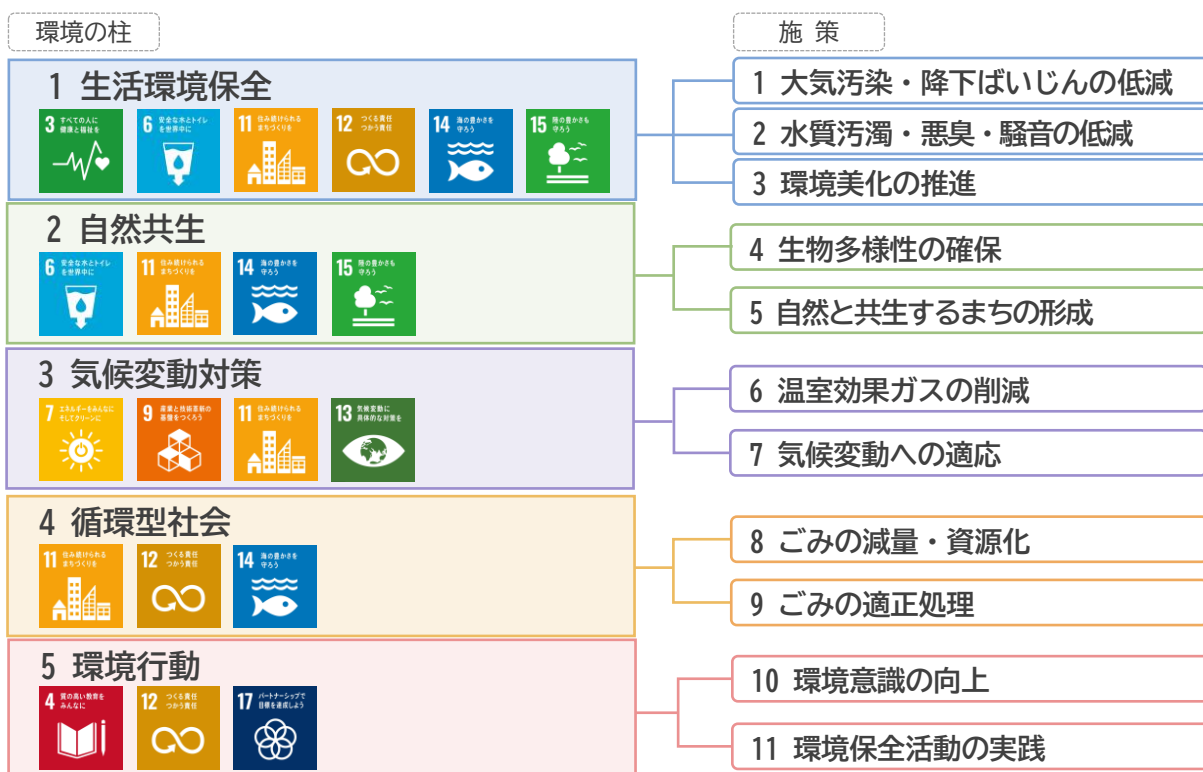


環境ビジョンを実現するために、5つの環境の柱を設定し、取り組みを進めていきます。

「環境行動」は、その他の環境の柱すべてに対して大きく関連するものであり、その他の環境の柱同士も相互に関連し合うものであることから、すべての環境の柱を総合的に推進していきます。

環境の柱ごとの基本的な施策

環境の柱ごとの施策などの体系や、指標、めざす姿、推進項目などを紹介します。



環境の柱1

生活環境保全

指標

- ・地域の環境面において、生活に支障を感じている人の割合
- ・降下ばいじんの量(市内平均/北部平均/南部平均)

施策1 大気汚染・降下ばいじんの低減



めざす姿： 大気汚染、降下ばいじんが低減し、生活に支障を感じないまちになっています

推進項目：

大気汚染対策

降下ばいじん対策

市民への効果的な
周知・啓発

施策2 水質汚濁・悪臭・騒音の低減



めざす姿： 水質汚濁、悪臭、騒音が低減し、生活に支障を感じないまちになっています

推進項目：

水質汚濁対策

悪臭対策

騒音対策

施策3 環境美化の推進



めざす姿： 環境美化が進み、きれいで快適なまちになっています

推進項目：

美化活動などによる
良好な環境の創出



市内一斉清掃（クリーンサデー）



清掃パトロール

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

各ゴールは「経済」「社会」「環境」の3分野に大きく分けることができ、密接に関わりながら成り立っています。

本計画では、SDGsの考え方のもと、統合的な課題解決に向けて多様な主体の協働により取り組みを進めていきます。



出典：Stockholm Resilience Centre, Stockholm University

環境の柱2

自然共生

指標

- ・花や緑が豊かなまちであると思う人の割合
- ・市内で生物多様性の保全・再生に取り組んでいる面積・地点数

施策4 生物多様性の確保



めざす姿：自然環境が保全・再生され、さまざまな生きものが生まれ育っています

推進項目：地域に根ざした多様な動植物の生息・生育環境の保全

施策5 自然と共生するまちの形成



めざす姿：公園・緑地、農地などが整備・維持管理され、緑が豊かで自然とふれあえるまちになっています

推進項目：公園・緑地、農地などの整備・維持管理



加木屋緑地におけるフジバカマの植栽

環境の柱3

気候変動対策

指標

- ・地球温暖化の防止に取り組んでいる人の割合
- ・温室効果ガス排出量の削減割合

施策6 温室効果ガスの削減



めざす姿：誰もが温室効果ガスの削減に取り組むことで、気候変動の進行を抑えています

推進項目：省エネ型ビジネス・ライフスタイルの促進

再生可能エネルギーなどの導入・活用

施策7 気候変動への適応



めざす姿：誰もが気候変動の影響や適応への理解を深めて取り組むことで、社会や人々への影響を軽減しています

推進項目：気候変動への適応に関する啓発

分野ごとの適応策の推進



東海市ゼロカーボンシティ
ロゴマーク

環境の柱4

循環型社会

指標

- ・ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合
- ・市民一人1日当たりのごみの排出量

施策8 ごみの減量・資源化



めざす姿：ごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、資源が効率的・循環的に利用されています

推進項目：

3Rの推進

施策9 ごみの適正処理



めざす姿：資源として利用できない廃棄物が適正に処理され、地域環境への負荷が軽減されています

推進項目：

ごみの適正処理の推進



ごみ処理施設「西知多クリーンセンター」

環境の柱5

環境行動

指標

- ・普段から環境に配慮した行動を実践している人の割合
- ・NPO、事業者などが協働で実施している環境保全に係る事業数

施策10 環境意識の向上



めざす姿：環境学習の機会や環境情報が充実し、環境への意識が高まっています

推進項目：

環境情報の整備・提供

環境学習の推進

施策11 環境保全活動の実践



めざす姿：市民・地域・団体・事業者・市が協働しながら積極的に環境保全活動を行っています

推進項目：

環境保全活動の促進

協働・ネットワークづくり



エコスクールでの観察会の様子

東海市生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略とは、「生物多様性基本法」に基づき地方公共団体が策定する「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」です。

本計画では、第5章を「東海市生物多様性地域戦略」と位置づけ、市民・地域・団体・事業者・市の多様な連携・協働により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に取り組んでいく方向性を示しています。

戦略の基本的事項

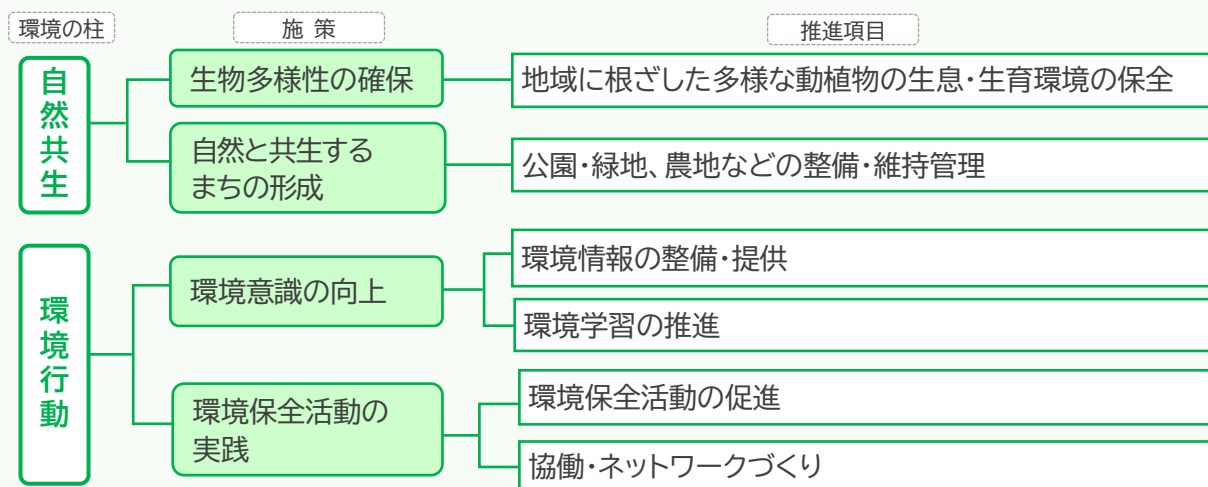
世界的に生物多様性の危機が叫ばれる中、本戦略を策定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用の方向を示します。

- ・計画期間：令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度) ※10年間
- ・対象とする区域：東海市全域

戦略の目標と施策

環境基本計画で定めた、5つの環境の柱のうち「自然共生」、「環境行動」の内容をもとに、生物多様性の確保、自然と共生するまちの形成などの取り組みを進めます。

目標：自然環境が保全・再生され、さまざまな生きものが生まれ育ち、人と自然が共生するまち



本市での生物多様性の取り組み

本市の生物多様性のシンボルとなりえる次のエリアでの取り組みに対し、推進、支援、広報などを行うことで、市内各地での生物多様性の取り組みの展開につなげます。

■ 加木屋緑地

- ・市が自然環境再生拠点と位置づけ

■ 知多半島グリーンベルト

- ・さまざまな活動主体が連携し環境省の自然共生サイトに認定

市内に生息する生きもの ※写真提供：吉鶴靖則氏(市内で撮影したもの)



オニヤンマ



ミズイロオナガシジミ



ヒメボタル



トノサマガエル



カワセミ



トウカイコモウセンゴケ

計画の推進方法

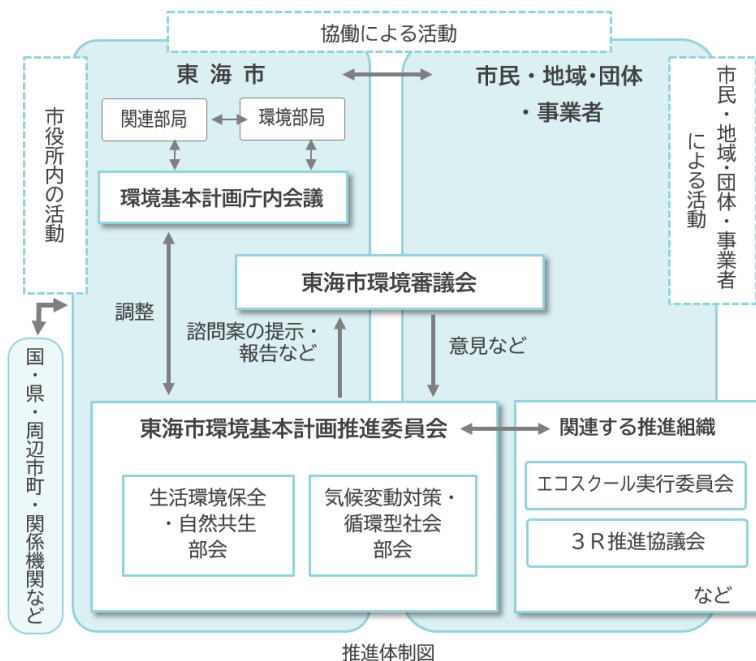
推進主体の責任と役割

東海市の環境をよりよいものにしていくためには、市民・地域・団体・事業者・市が、自らできることに主体的に行動していくとともに、各主体が果たすべき責任と役割を踏まえて、ともに手を携え、相互に補完し、協力して進めていく必要があります。

推進体制

本計画は、市民・地域・団体・事業者の代表者で構成された環境基本計画推進委員会において進行管理などを行います。

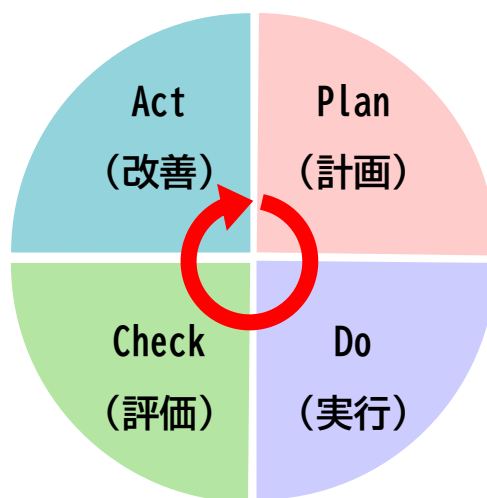
環境基本計画推進委員会で検討した内容は、環境基本計画庁内会議など市役所内の関係部局や、関連する推進組織などと連携しながら調整し、東海市環境審議会において調査審議していくことで、計画的かつ効果的に施策・事業を推進していきます。



進行管理

この計画を実効性のあるものとするためには、計画の進捗状況を点検し、その効果を評価する中で、活動内容について適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムの基本的な考え方に基づき、PDCA「計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)」を繰り返すことによって、継続的な改善を行います。



第3次東海市環境基本計画 概要版

発行：令和7年(2025年)3月

問合せ先：東海市 環境経済部 生活環境課 〒476-8601 愛知県東海市中心部一丁目1番地
TEL(直通)：052-613-7696、0562-38-6321
ホームページ <https://www.city.tokai.aichi.jp>

